

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)11月代表者会議 議事録

日時: 2023年11月25日(土) 15:00~16:03

場所: 逗子小学校区コミュニティセンター2階 工作室、調理室

出席: 会員12団体/所属会員26団体 = 46.2% [会議不成立]

協力団体(沼間中学校、社会福祉協議会、東部民生委員児童委員)

逗子市役所(地域担当職員2名、社会福祉課職員)

1. 会長挨拶

2. 議題(報告事項)

(1) 移動販売計画(資料配布) [代読: 逗子市社会福祉課 堀田氏]

- 本日お配りしたのは移動スーパーの巡回スケジュール表です。先月にはまだ決まっていなかった、曜日や場所を決めて、表にまとめました。場所については、公道や迷惑がかかる所には車が停められませんので、今後若干の修正があるかもしれませんが、基本的にはこのスケジュール表に記載されたように巡回販売を行います。2024年1/15(月)から開始する予定です。
- 巡回場所とか商品とかについて、皆様からいろいろなご意見があらうかと思いますが、今回、とりあえずスズキヤではこれらの場所を選びました。今後、事業を実施しながら、皆様のご意見等により場所等の変更が必要になりましたら検討いたします。販売場所の詳細については、運用開始までに皆様に何らかの形でお伝えしますので、その旨ご承知おきください。
- 巡回場所や取扱商品へのご意見については、住民協でまとめて、スズキヤの逗子駅前支店店長の久保氏にご連絡頂ければと思います。電話番号は046-871-3315です。

(2) 活動計画及び地域の情報

① 逗子市審議会・懇話会等の報告

- 書面通り、特に補足無し。

② 地域づくり事業

(a) 環境部会 [工藤氏]

- 東逗子駅前ロータリーの花の植替えを、来週中に実施する調整をしました。結果、12/3(日)7:00から行うことにしましたので、ご協力頂ける方はよろしくお願い申し上げます。

③ 自治会、町内会、管理組合の活動

(a) 自治会活動 [逗子桜山ハイツ自治会 工藤氏]

- 11/8(水)、神奈川県から県営住宅優良活動団地に認定され、表彰を受けました。
- 11/19(日)、地域防災訓練をしました。「地域」として、当会以外にも五桜会をはじめ近隣の皆様の参加を頂きました。共助の訓練として、安否確認と炊き出しをしました。炊き出しでは、以前はガスコンロで炊いていたのですが、コロナ禍でやり方を変え、無洗米と水を炊飯袋に入れて熱湯につけることにしました。おいしく炊けました。消火訓練では、消防団第9分団が水消火器を持ってきてくれて、五桜会といっしょに訓練を実施しました。
- 今回、新たに逗子市の防災安全課の協力を得て、当会集会所で写真展を行いました。東日本大震災、熱海土石流災害、逗子インターの崩壊、2021年の台風のときのスーパーの空の棚といった写真を展示しました。たまたま逗葉高校の校長先生が参加され、翌20(月)には集会場を逗葉高校生に開放しました。
- ポップコーンのもとを1kg購入し、フライパンで調理して配りました。機械が無くてもできるのではないかと思います。

④ 会員団体の活動

(a) 東逗子朝市(資料配布) [東逗子商栄会 内山氏]

- ・ 次回は、12/3(日)第1日曜日、8:00～10:00までの間、12月はクリスマスということで、各店舗クリスマスを意識した商品を揃えたりして、雰囲気盛り上げていこうとしています。皆様お越しください。

⑤ 協力団体

(a) セミナー紹介(資料配布) [社会福祉協議会 鳴海氏]

- ・ 「第20回福祉教育セミナー『私たちのまち逗子』における福祉教育の展望」の紹介をします。12/27(水)10:00～16:30 市民交流センター第2会議室会場、あるいはオンラインで参加ができます。3部構成となっています。
- ・ 第1部ではパネルトーク『私たちのまち逗子』における福祉教育の実践と展望です。逗子社協の福祉教育では3つのプロジェクトが活動していて、
 - ① 絵本・アートプロジェクトでは福祉要素のある絵本を集めてリストを作ったりしています。そちらのプロジェクトでは絵本を活用した実践と展望について、取り組んでいます。
 - ② 学校実践プロジェクトでは、市内の小中学校で地域の住民の方やボランティアに協力してもらって交流をしたり、中学校では、発達障害や見えない障がいについて伝える授業について、学校での実践と展望について、取り組んでいます。
 - ③ 地域実践プロジェクトでは、自治会の無い地域で、地域に目を向けてもらえるように、防災をテーマにいろいろな活動をしているのですが、そちらのプロジェクトは地域での実践と展望について、取り組んでいます。ということで、3つのプロジェクトから今後の展望についての発表を行います。
- ・ 第2部では、日本福祉大学学長の原田正樹氏より、「福祉教育の展望～インクルージョンと共生の文化づくりに向けて～」と題した基調講演を行って頂きます。
- ・ 第3部では、参加の皆様とのグループワークで、「私たちと福祉教育のこれから」をテーマに、今後の私たちのまち逗子を作るために必要な福祉教育の取り組みを話し合う機会を設けてあります。
- ・ 参加ご希望の方は12/22(金)までに、電話・FAX・メールのいずれかでお申し込みください。チラシを複数枚必要の方は本日会議終了後にお声がけください。

(b) イベント紹介(資料配布) [東部地域包括支援センター 代読:江連事務局長]

- ・ 12/1(金)10:00～11:30、ポールウォーキングとコグニサイズを逗子アリーナ2階で開催します。ご希望される方はお申し出頂ければと思います。

⑥ 質疑・応答:特に無し

3. その他情報

(1) 行政からのお知らせ [逗子市 雲林氏]

① 講座紹介(資料配布)

- ・ サードエイジ連続講座:50代以上を対象にした連続講座で、12/3(日)から全4回の講座が始まります。11/13(月)から申し込みは始まっていますが、ぎりぎりまで申し込みはできます。
- ・ Zumba教室:12/14(木)コミセンで開催されます。社会教育講座の一環です。12/1(金)より申し込みができます。
- ・ 池子の歴史:12/20(水)社会教育講座で、場所は池子遺跡群資料館です。12/4(月)からの申し込みです。

② 市民祭報告

- ・ 10/22(日)10:00～15:00 池子の森自然公園 で開催されました。天気にも恵まれ、今年は商工業者用の商工エリアを拡大したこともあり、例年より30社程多く全部で84出展社がありました。来場者数も前年度より5千人ほど増えて、約2万人位参加され大変好況でした。

③ 小坪2丁目県有地

- ・ 12月号のずし広報に折込みでチラシが全戸配布されていますが、内容は小坪2丁目県有地、いわゆる「はげ山」についてです。
- ・ 今年の8月頃、県に市が取得を検討することを申し入れた後、8月市役所、10月小坪コミセンで、説明会を行い、

市民の皆様からご意見を頂いて、それを踏まえて活用に向けた方針案と当該地区取得の表明をしました。

- 来年度、整備計画案を策定します。トイレや駐車場を整備したうえで、災害時に柔軟に対応ができる公園として整備する方針が盛り込まれています。整備後の日常管理はアダプトプログラム(里親制度)で地元の住民の方々にお願いしたいという内容になっています。来年度、市民の皆様説明会やパブリックコメントを求めて決めていきます。不明点は緑政課にお問い合わせください。

④ 逗子市市政 70 周年

- 来年 4 月に市政 70 周年を迎えるので、今年の 9 月に「市政 70 周年記念キャッチフレーズ」を応募したところ、応募総数は 95 点ありました。その中から市で 10 点を選び、この 10 点について皆様の投票で最終的に決める企画をしています。12/1(金)～12/15(金) の間に、市ホームページもしくは企画課配布の投票用紙で投票を募ります。

(2) 当会より

① 防災施設マップを使った避難行動計画の作り方(資料配布) [防災安全部会 磯部部会長]

- 別紙参照

② 会則改定(資料配布) [武藤役員]

- 本日は今後の段取りを説明し、改定内容については次回以降に説明します。まず、2015 年 1 月 24 日に当会が設立されてから、いろいろな事業や取り組み、地域の団体等と共に活動するなどして、本会は運営されてきました。こうした取り組みや活動実績には、当初の会則には規定されていないことが多くあります。会則を修正したり、明確化したりして、活動の内容がより分かるようにします。また、既定条項の補足追加もする必要があると思います。つまり、これまでの取り組みの現状と運営の仕方に合わせた会則にしていきたいと考えています。
- 今後、具体的な改定内容を説明していくと、こんな問題もあるではないか、こんな規定も必要ではないかと、いろいろなご意見が出てくると思います。そういったご意見についても当然一緒に考えていきたいと思っています。ただ現在は、あくまで現状に合わせる改正を主としたいと考えています。
- スケジュールですが、次回代表者会議では、何をどう変えるのか、項目ごとに現行と変更後の対比を表にしてお配りし、説明します。10 ページほどの資料となります。
- 12 月の代表者会議での説明から始めて、2 月までに皆様からご意見を頂き、うまくまとまれば 3 月に臨時総会を開き、ご審議頂けたらと考えています。このスケジュールの背景は、皆様方会員団体では役員が 3 月、4 月に代わる人が多いので、できれば現体制のなかでご理解頂き、まとめたいと考えるからです。皆様方から更にご意見が多く出てくるようなら、もっと時間をかけて検討し、5 月の通常総会に諮ることにも構いません。別のアプローチとして、最低限の項目での改訂と、さらに検討を要する項目とを別にして 2 段階で取り組むことも考えられますが、今はできれば最短で改定したいと思っています。
- 4 年前に改定案を提案しましたが、残念ながら否決となりました。その後コロナ禍もあり、取り掛かりが今日になってしまいましたが、改めて現状に合わせた改定をご提案していきたいと思っています。

③ ポップコーン機械の購入 [曾志会長]

- 先月、ある自治会から「住民協で、お祭り等で使うポップコーン機械を購入してもらえないか」との要望がありました。
- 今まで貸し出し先だった福祉協議会から借りることが出来なくなったとのことでした。そこで、福祉協議会にその理由と今後の対応について問い合わせました。理由は①メンテナンス、②保健所からの衛生上の指摘、③返却後の掃除の負担でした。今後購入する予定はないとの回答でした。
- 次に、市の住民協の所轄部門である市民協働課と話をしました。もし、住民協自身の事業運営で必要なのであれば、購入することは問題ないとのことでした。
- 以上を踏まえて、役員会で以下の点を含め、誰が管理するのか、責任は誰が負うのかを討議した結果、交付金、会費にかかわらず購入はしないことに決めました。
 - 今年度は予算計上されておらず、当面住民協として使う予定がない
 - 貸し出しを必要としている会員団体の数が限られており、会員団体の皆様に公平に還元できるものではない
 - 保健所からの衛生上の指摘があり、メンテナンスが必要だが、保管場所や管理体制がない

- 17日の役員会で決めたことを、早急にご要望頂いた自治会にお伝えしなかったことで、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

④会費 [江連事務局長]

- 今日でも会費をお持ち頂いた団体がありますが、もし、まだお支払い頂いていない会員団体がありましたなら、ご都合のよいときお持ち頂けたらと思います。

⑤回覧と掲示のアンケート [江連事務局長]

- 大分多くの会員団体からご提出頂きました。もし、本日お持ちでしたら受付にトレーを用意しましたので、ご提出をお願い致します。ご提出頂くのは次回でも構いません。皆様方のご要望をとりまとめて活用できるような形に持って行きたいと思います。

⑥来年度活動へのご要望 [江連事務局長]

- 来年度の活動をまとめなくてはならない時期になりました。市の交付金の仮申請の締切りが12月中旬にあります。来年新たにこんな事業をやりたいとか、こういう要望があるからこんなことを考えてほしいとかありましたら、できましたら12月の初めに頂ければ盛り込めることもあるかと思います。また、それ以降でも対応できることもありますので、ご要望をお寄せ頂きたい思います。

(3) その他

①東逗子駅改札口増設 [曾志会長]

- ある自治会からご意見を頂きました。東逗子駅の改札口についてですが、昔は定期券を持っている人は松永の方で出入りができた。それを踏まえて、今後そのようにできたらありがたいとのことです。
- この話は住民協で受け付け、関係各所にこのようなご意見があったということだけでもお伝えし、追ってお返事させて頂きたいと思います。

4. 連絡事項

- (1) 12月代表者会議 12月23日(土) 15:00~16:00頃 沼間小学校区コミュニティセンター 調理室、工作室
- (2) 次回役員会 12月15日(金) 19:00~ 県営逗子桜山ハイツ 集会所

以上

防災施設マップを使った避難行動計画の作り方

- 日付：2023 年 11 月 25 日(土)
- 会議：沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)11 月代表者会議

上記会議において、防災安全部会の磯部部会長より説明があった。

はじめに

1. 目的

正確な知識を理解して「わが家の避難行動計画」を作って頂くための説明をします。

2. 配布資料の確認(3 点)

- ① 防災施設マップ
- ② 返子市指定避難所及び指定緊急避難場所
- ③ 情報の収集

基本情報

1. 指定避難所及び指定緊急避難場所(配布資料①及び②(1)参照)

(1) 避難場所等の区分の明確化

防災施設マップのおもて面左下にある凡例を見てください。ここにある「避難所」と「緊急避難場所」の基本的な差について皆様ご存知でしょうか？

2020 年度に行われた「避難場所等の区分の明確化」に伴って、当時使われていた名称が全面的に変更されました。現在の名称と機能等について、配布資料②にまとめてあります。

(2) 指定避難所

まず、「指定避難所」は被災者が必要な期間にわたって滞在できる場所です。大きな地震があったりすると、毎日、避難所の様子がテレビなどで報道されますが、必要な期間設けられるのが指定避難所です。返子市には、ここに記した 5 カ所の避難所があります。

(3) 指定緊急避難場所

次に、「指定緊急避難場所」ですが、洪水、風水害、地震、津波、火事といった災害に際して、一時的に避難する場所です。

(4) 開設される場所

防災施設マップのおもて面の右上に、指定緊急避難場所の表があります。災害の種類によって開設される場所は違います。それを表にまとめてあります。避難を計画するときには災害の種類を考えなくてははいけません。

2. 指定避難所開設の判断基準・タイミング(配布資料②(2)及び③参照)

(1) 避難行動計画作成にあたり

今から、いっしょに参加して頂いて、避難行動計画を作りますが、計画を作っても、開いていない避難所・避難場所に行ってしまったら大変なことになります。そこで、どういう状況で開設されるのか、どうしたらその情報を得ることができるのかを説明します。

(2) 風水害と地震は別々に

風水害と地震は別々に考えてください。風水害では、天気予報等気象庁発表の情報を織り込んだ行動計画を作ることができます。地震は何の予告もなく来ますから、それぞれ別の発想で計画作成に取り組まなくてはなりません。

(3) 風水害の際

風水害では、逗子市は、気象庁より大雨・洪水警報の発報など、災害の発生が予測される場合に、「風水害等早期避難所」を開設します。防災安全課が開設の判断をします。開設情報は防災行政無線とか、防災・防犯メール、テレホンサービス、逗子市ホームページ等々で知ることができます。配布資料③にまとめてあるので、後でゆっくりご覧ください。

(4) 大地震の際

地震では、震度 5 以上の地震発生で、市役所には市長を本部長とする災害対策本部が設置され、どの指定避難所を開設するか判断は、災害対策本部で行います。開設情報については、風水害と同じ手段で得ることができます。

(5) 市の職員派遣

開設決定とともに指定避難所には市の職員が派遣されますので、避難所では職員の指示に従って行動すればよいことになります。

3. 指定緊急避難場所開設の判断基準・タイミング(配布資料②(3)参照)

(1) 開設の判断基準

指定緊急避難場所について市は一切タッチしません。災害時に、それぞれの施設を管理している団体が開設について判断することになっています。

(2) 開設のタイミング

市から開設指示は来ません。市では逆に、管理者からの開設情報を待っています。指定緊急避難所の場合とは、情報伝達の方が逆になっていますので、管理者はそのことを気に留める必要があります。

避難行動計画の作成

1. 自宅や勤務事業所の立地(配布資料③参照)

(1) わが家の場所の確認

施設マップのうら面を見てください。左上の「わが家の避難行動計画を作ろう!」のタイトルのすぐ下に、「①わが家の場所を確認しよう」とあります。計画作成の第一歩として大変大切なことです。

それは、自宅や事業所の立地が、「土砂災害警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「津波浸水想定区域」、「内水による浸水想定区域」に入っているかどうかの認識です。

(2) わが家のマーキング

そこで、作業の取り掛かりとして、おもて面で自分の家や事業所の場所に赤色とか目立つ色でマークをしてください。区域に入っているかどうかは、マップうら面の(はい・いいえ)に○をつけて認識してください。

2. 避難場所を決める

- 次に、うら面 A の地図に、おおよその自宅や事業所の場所をマークしてください。そうすれば、自宅や事業所に近い避難所や避難場所が分かると思います。避難する場所の候補を、風水害と地震で 2 カ所決めて B に記入してください。

3. 避難開始のタイミング

(1) 自宅避難、安全確保

災害に際して、必ずしも自分の家の外に避難する必要はありません。例えば、鉄筋コンクリートのしっかりした家に住んでいて、倒壊や火事が迫る危険がないと判断できたら、家に留まることで全く問題ありません。必ずしも避難所に行くことを第一に考える必要はありません。

自宅内で避難する際は、斜面側の場所を避け二階に避難する等安全確保を心がけて下さい。

(2) 風水害時の避難のタイミング

うら面 B2 の左側の水色の部分が、風水害の場合の避難開始のタイミングです。先程、自分の家がどのような場所に立地しているかの認識をするようにお願いしました。わが家が警戒区域内に立地していたら、警戒レベル 1 から 5 に書いてある「行動」に応じて避難をしてください。

特に、高齢者とか足腰の弱い方等移動に手間取る方については、警戒レベル 3 で避難をしてください。

(3) 大地震時の避難

地震の場合の避難については右側土色の部分に示してあります。こちらでも、わが家が警戒区域内に立地している場合は、揺れが収まり次第、ただちに避難するような対応が必要になります。

4. 移動手段

(1) 風水害の場合

風水害の場合、一般の方は自動車は使わないことが原則ですが、高齢者とか足腰の弱い方は、早めのタイミングに自動車で移動しても問題ありません。

(2) 大地震時の場合

地震の場合には自動車は使わないことが大原則です。

5. 備蓄品

- うら面 C に、首相官邸作成のチェックリストを載せました。
- これも、それぞれの家族の構成に合わせての対応が必要になります。チェックマークを付けることができるようになっていきますので、それぞれのご家庭の事情に合わせた準備に利用してください。

以上が現時点での対応方法ですが、指定緊急避難場所開設や連絡方法等横の連携等避難システムとして十分ではない点があることは、当会としても認識しており、今後そのような問題点を改善していく予定です。

Q1: 緊急避難場所にはどのような防災備品が用意されていますか？[工藤副会長]

A1: 防災安全部会では、まだ全体の情報は把握していません。私は緊急避難場所の一つであるアーデンヒルの会長を数年前にしていたので、そこについては分かっています。アルファ米、飲料水、毛布、発電機、携帯トイレといったものがあります。これから防災安全部会で取り組みたいことは、住民自治協議会として、それぞれの緊急避難場所の管理者と協力して、いつ開設するか、どのように運営するかなどについて決めていきたいことです[磯部部会長]。

Q2: アーデンヒルの備品はアーデンヒルの経費で備えたものだと思いますが、一般の避難者が来たときに、自治会で購入したものを分け与えますか？私の自治会の集会所は、まだ緊急避難場所に指定されていませんが、指定されたときのことを考えています。自治会員の会費会計で購入したものを、災害時には拒否はできないとは思いますが、被災者に配ることへの対応はどのように考えるのがよいか、教えてください[工藤副会長]。

A2: そのことについても、今後調べていきたいと思います[磯部部会長]。

Q3: 避難所運営委員会とは連携をとっているのですか？[工藤副会長]

A3: 避難所運営委員会では今日と同じ話をさせて頂きました。そのときに、何人かの緊急避難場所の管理者と面識をもちました。これから継続してコミュニケーションをしていきたいと思います[磯部部会長]。

⇒ 防災施設マップは作って終わりではなく、これから活用して頂くことが大切です。いろいろと課題や問題があることは認識しています。そういったことを解決していき、是非、活用頂けるようにしていきたいと思います[江連事務局長]。

以上